

真岡市企業立地雇用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 真岡市企業立地雇用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、真岡第1工業団地、真岡第2工業団地、真岡第3工業団地、真岡第4工業団地、真岡第5工業団地、大和田産業団地及び真岡商工タウンへの企業の立地を促進すること並びに雇用の創出及び拡大を図ることを目的に、市民を新規雇用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な施設

(2) 新規雇用者 新設、増設及び移転に伴い、当該事業所において新たに雇用する者で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該事業所の事業開始の日（以下「事業開始日」という。）において本市に住民登録をしている者、又は事業開始日から2年以内に本市に転入し、住民登録をしている者

イ 当該事業所の事業開始日の1年前の日から事業開始日から2年を経過した日までの期間に新たに雇用した者で、1年以上継続して雇用する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の被保険者

(補助対象者及び要件)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、真岡市企業立地促進事業費補助金又は真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金の交付対象者となる要件をみたすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業所を設置する者以外の者が用地を取得した場合においては、事業所を設置する者と用地を取得した者とを合わせて前項の要件を満たすと認められるときは、事業所を設置する者を補助対象者とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、新規雇用者1人当たり25万円とし、土地の取得1件に対し、1企業1回限りで1,250万円を限度とする。

(事前報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として、当該事業所の事業開始日が

属する年度又は翌年度の 9 月末日までに雇用計画の概要（別記様式第 1 号）を市長に報告するものとする。

（交付の申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、真岡市企業立地雇用促進補助金交付申請書（別記様式第 2 号）に新規雇用者一覧表（別記様式第 3 号）を添付し、市長に申請しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 1 年 3 月 2 3 日から施行する。

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日以降に土地を取得した事業所に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

真岡市長

様

所在地

申請人

名称及び

代表者氏名

印

雇 用 計 画 の 概 要 報 告 書

雇用計画の概要について、次のとおり報告いたします。

土 地 取 得 面 積		m ²	
土 地 取 得 日		年 月 日	
操 業 開 始 （ 予 定 ） 日		年 月 日	
新 規 雇 用 （ 予 定 ） 人 数		人	
	内 真 岡 市 に 住 民 登 録 を している人数	人	
新 規 雇 用 （ 予 定 ） 日		年 月 日	

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

真岡市長 様

住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名 印

真岡市企業立地雇用促進補助金交付申請書

真岡市企業立地雇用促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、補助要件審査のため市税の納付状況について、調査することに同意いたします。

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付資料

- (1) 新規雇用者一覧表
- (2) その他

***** 市 役 所 記 入 欄 *****

市 税 の 納 付 状 況	滞 納 な し ・ 滞 納 あ り
	年 月 日 担当

別記様式第3号（第7条関係）

新規雇用者一覧表

事業所名 _____

No. _____

No.	雇用者氏名	雇用者住所	雇用年月日
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	
		真岡市	

※ 雇用保険の資格取得確認通知書等の写しを添付してください。